

高知くらしの護身術

159

クーリングオフ

原則、全商品が対象に

(2010年2月9日掲載原稿)

昨年12月1日から消費者の被害を未然に防止するため「特定商取引に関する法律」と「割賦販売法」の一部が改正され、クーリングオフ制度も大きく変わりました。

その主な改正内容は

- ① 従来の特定商取引法の指定商品制が廃止され、原則として全商品・全役務がクーリングオフの対象になりました。
- ② 割賦販売法でも個別クレジット契約では、特定商取引法と同じ範囲でクーリングオフができることになりました。

ただ、この中でクーリングオフになじまない商品や、役務サービスは従来通り対象から除外されます。

具体的には

- ① 自動車、葬儀など契約を結ぶまでに時間のかかるもの、速やかに役務を提供すべきもの。
- ② 現金取引で3,000円に満たない場合。
- ③ 化粧品、健康食品など、いわゆる消耗品で使用したり、または一部を消耗した場合。
- ④ ほかの事業法で勧誘方法に規制がある場合（電気通信事業法ほか）

などが主な適用対象外となります。

クーリングオフが可能な期限は従来通り、訪問販売・電話勧誘販売などは契約書面を受け取ってから8日間、マルチ商法などは20日間です。必ず書面にて通知するようにして下さい。クレジット契約をしている場合は、販売業者と信販会社の双方に同時に通知してください。

今回の法改正は訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売契約に適用されます。

詳しいことは消費生活センターに問い合わせして下さい。